



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F  
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階  
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2025年6月18日(水)

## ダブルワークで増えるかも？ 「主たる給与」の支払者の交代

### 2か所以上から給与をもらう人の源泉徴収

政府が推進する「働き方改革」。副業、兼業を認める会社も増えてきました。2つ以上の職場で働くようになった場合、源泉徴収のやり方が、それぞれの職場で異なります。

給与をもらう人は、その人にとって「主たる給与」を支払う会社（1か所）に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し、その会社は、税額表の「甲欄」で求めた源泉所得税額を給与から控除します。「主たる給与」以外の給与は「従たる給与」とされ、その給与を支払う会社は、税額表の「乙欄」で求めた源泉所得税額を給与から控除します。

### 「主たる給与」の支払者が交代する場合

多様な働き方が可能になった最近では、年内に「主たる給与」の支払者が変わるということも起こり得ます。国税庁HPの質疑応答事例では、当社の従業員が、当社の給与（従たる給与）とA社の給与（主たる給与）をもらっていたところ、7月から当社が「主たる給与」となったケースを取り上げ、源泉徴収票の記載方法を解説しています。

	1月～6月	7月～12月
A社	主たる給与①	従たる給与②
当社	従たる給与③	主たる給与④

### 「主」から「従」となった会社の源泉票

「主たる給与」から「従たる給与」の支払者となったA社は、1月～6月の給与（甲欄）と7月～12月給与（乙欄）の源泉徴収票を別々に作成します。この場合、源泉徴収票の摘要欄には次の事項を記載します。

・「主たる給与等の支払者」でなくなった旨とその年月日

### 「従」から「主」となった会社の源泉票

「従たる給与」から「主たる給与」の支払者となった当社は、中途入社に従業員の取扱いに準じて、源泉徴収票の摘要欄に次の事項を記載します。

・1月～6月にA社が支払った給与総額、源泉徴収税額、社会保険料の金額  
・A社の所在地、名称  
・A社が「主たる給与の支払者」でなくなった旨とその年月日

また、年末に「主たる給与」を支払う当社が年末調整を行うこととなり、対象とすべき給与は次のとおりになります。

A社の1月～6月給与（主たる給与①）  
+当社の1月～6月給与（従たる給与③）  
+当社の7月～12月給与（主たる給与④）



2か所以上から  
給与をもらう人は  
確定申告で税額を  
精算します。